

兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金等の免除の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月22日

兵庫県後期高齢者医療広域連合長 谷口 芳紀

兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第5号

兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金等の免除の特例に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金等の免除の特例に関する規則（平成23年兵庫県後期高齢者医療広域連合規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「600万円を超える世帯」を「600万円を超える世帯。以下同じ。」に改め、同条第8号中「居住していた者」を「居住していた者（上位所得層の者を除く。）」に改める。

第3条第2号及び第3号中「令和3年2月28日」を「令和4年2月28日」に改め、同条第4号中「令和3年2月28日まで。ただし、上位所得層の者は、令和2年3月1日から令和2年9月30日まで。」を「令和4年2月28日まで。」に改める。

第7条第1項第2号中「令和3年2月28日」を「令和4年2月28日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の兵庫県後期高齢者医療広域連合東日本大震災に係る後期高齢者医療一部負担金等の免除の特例に関する規則の規定は、令和3年3月の一部負担金から適用し、同年2月までの一部負担金については、なお従前の例による。